

国土交通大臣 冬柴鐵三 殿

河川行政の透明化と民主化を求める要請

要請代表団体：水源開発問題全国連絡会
(東京都千代田区平河町 1-7-1W201)

【要請趣旨】

現在、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定が進められています。

河川整備基本方針の策定においては、基本高水流量・計画高水流量は従前の工事实施基本計画で定めた値を科学的に検証することなく、ほとんど同じ値が踏襲されています。その結果、基本高水流量がきわめて過大であるため、それに対応する河川整備を実現することが困難となり、多摩川、利根川など、多くの水系では現実性が失われた基本方針になっています。また、球磨川の河川整備基本方針に関する検討小委員会では、従前の基本高水流量等を踏襲することで、治水対策を川辺川ダムに限定させることを狙った基本方針が進められています。しかし、それは川辺川ダムに大多数が反対している流域住民が受け入れられるものではありません。このように流域住民の意向と乖離した河川整備基本方針が策定されています。それは、いずれの小委員会においても、流域住民から提出された意見書が真摯に議論されないことに起因しています。

他方、河川整備計画の策定においては、1997年河川法改正の精神である「住民の意見反映」の実践を目指した淀川水系流域委員会が休止されてしまうことに象徴されるように、住民を排除した河川行政になってきています。肱川水系の河川整備計画策定では流域委員会から住民が締め出され、吉野川水系では、流域委員会は設置せず抜き打ちで複数回の意見聴取する方式をとり、天塩川流域委員会では、市民から出された代替案の科学的な検討を行なおうとせず、さらに利根川水系でも流域委員会を設置することなく「住民の意見は公聴会で聴き置くにとどめる」という住民無視の姿勢が顕著になってきています。

このような住民を無視した、民主主義に反する河川整備計画の策定は、河川を住民の手の届かないところに追いやり、その結果として河川行政を住民と敵対するものにしてしまい、本来の治水対策をはじめとした河川行政を遅らせることとなります。

よって、河川行政を透明化し、河川を流域住民の手に取り戻すため、以下の質問事項に回答することを要請します。

また、各質問事項については、文書及び口頭での回答を求めます。なお、回答の際には同一の文章であっても結構ですので、「1-1」から「7-2」の各事項それぞれに回答してください。複数の質問事項を一まとめに回答することはしないでください。

【質問事項】

1 河川整備基本方針の非現実性について

一級水系に関しては急ピッチで河川整備基本方針が策定されてきています。全国109水系のうち、すでに8割近くの水系で方針が策定されました。しかし、その内容を見ると、現実的な達成の可能性がなく、絵に描いた餅にすぎない基本方針がほとんどを占めていると認識しています。このことについて下記の質問にお答えください。

1-1 多摩川水系を例にとれば、河川整備基本方針の基本高水流量が石原地点で毎秒 8,700 m³、一方、今後 20~30 年間に実施する河川整備計画の目標流量が 4,500 m³である。基本高水流量は今後 20~30 年間で達成する目標流量の 2 倍近い値であるから、それに対応できる河川整備が完了するまで、超長期の期間を要し、おそらく数百年間以上の期間、超巨額の事業費が必要ではないかとさえ考えられる。各水系の河川整備基本方針の策定にあたって、達成に要する期間と費用を考慮したのかどうかを明らかにされたい。

1-2 河川整備基本方針の非現実性は、基本高水流量を達成する上で数多くのダム建設を未だに必要としていることに端的に表われている。ここでは、利根川水系、多摩川水系、木曾川水系、淀川水系、豊川水系、吉野川水系、肱川水系の河川整備基本方針を例にとって、洪水基準点より上流における洪水調節容量の全必要量および既設ダムの洪水調節容量を明らかにされたい。

1-3 これらの水系の河川整備基本方針はいずれも、洪水調節容量の全必要量のうち、既設ダムで対応できない部分が多く残されているはずである。その洪水調節容量の不足量を埋めるためにはどのような方策が考えられるのか、上記 7 つの各水系ごとにその方策とその実現可能性を明らかにされたい。

1-4 河川整備基本方針の非現実性は、工事実施基本計画時代の過大な基本高水流量をほとんどそのまま踏襲したことに起因している。今までに策定された一級水系の河川整備基本方針において、基準点の基本高水流量が工事実施基本計画のそれと同じ水系、それより引き上げた水系、引き下げた水系のそれぞれの数を明らかにされたい。

1-5 実績流量とかけ離れた基本高水流量が設定されている水系が多い。今までに河川整備基本方針が策定された一級水系のそれぞれについて、基準点の基本高水流量と既往最大流量、および両者の比を明らかにされたい。なお、ここで言う既往最大流量は実際に観測された最大流量を意味する。計算で求めた既往最大流量は流量計算モデルの作り方によって流量が増幅されている可能性があるため、あくまで観測流量の最大値を示されたい。

1-6 基本高水流量を達成するための河川整備に超長期の期間と超巨額の事業費を要し、いつ達成できるかまったく分からない多摩川水系等の河川整備基本方針を策定することに果たしてどのような意味があるのか、その意味を明らかにされたい。

2 球磨川水系河川整備基本方針の恣意性

一級水系の中には多摩川水系などとは異なり、球磨川水系のように河川整備基本方針が特定のダム建設計画とつながっているものもあります。すなわち、球磨川水系では基本方針の基本高水流量と計画高水流量を前提する限り、河川整備計画段階の治水対策は川辺川ダムと多少の河道整備の組み合わせしか選択できないようになっています。この球磨川水系について下記の質問にお答えください。

2-1 球磨川の基本方針では人吉基準点の基本高水流量は 7,000 m³/秒、計画高水流量は 4,000 m³/秒である。一方、人吉地点における現在の流下能力は 3,900 m³/秒（河床矯正後）、川辺川ダムの調節効果は 3,000 m³/秒（既設の市房ダムの効果を含む）とされているので、川辺川ダムを建設し、後は流下能力の若干の増強を行えば、基本方針の数値を達成できるが、逆にそれ以外の方法では基本方針の数値を達成することが困難になっていると考えざるをえない。球磨川の基本方針の数値を前提として川辺川ダム無しの選択肢があるかどうかを明らかにされたい。

2-2 しかし、流域住民の多数が望んでいるのは、洪水対策として確実な河道整備（堤防の嵩上げや河床掘削など）による流下能力の増大と宅地防災対策（家屋の嵩上げ）であり、川辺川ダムの建設ではない。基本方針では人吉地点の計画高水流量は 4,000 m³/秒となっているが、整備計画の策定段階では人吉地点の流下能力を 4,000 m³/秒よりもっと大きな数字に高めることを望む流域住民の声が多数を占めることは確実である。球磨川水系河川整備計画において 4,000 m³/秒を超える流下能力を設定することが現行球磨川水系河川整備基本方針のもとで可能かどうかを明らかにされたい

2-3 基本方針において計画高水流量を 4,000 m³/秒に据え置かれた理由は、河床掘削による軟岩の露出を心配する意見が出されことにある。しかし、河床掘削による軟岩露出は全国的に多摩川をはじめ、いくつかの河川で起きていることであり、置砂などの対策で対応されてきていることである。球磨川ではその対策の検討もされなかったのは川辺川ダム推進の意図が働いていたからに他ならない。全国の一級水系において軟岩の露出が問題になっている水系、その対策を実施している水系の名前、およびその対策の内容を明らかにされたい。

2-4 1997 年の河川法改正における国会の質疑において当時の尾田栄章河川局長は「基本方針で定めた中ではこの整備計画がどうしてもできないということになれば、またこの基本方針のあり方についても再度検討する、そういう仕組みを考えておる」（衆議院建設委員会 1997 年 5 月 7 日）と答弁している。この国会答弁をどのように受け止めているのかを明らかにされたい。

2-5 上記の国会答弁からすれば、球磨川水系河川整備計画の策定において、河道整備による流下能力の増強を最優先する計画を流域住民が強く求めた場合は、河川整備基本方針にフィードバックしてその再検討を行うことにならざるをえない。そのように河川整備計画策定段階で基本方針の再検討が必要となったときの行政的な手順を示されたい。

3 社会資本整備審議会河川分科会および河川整備基本方針検討小委員会の委員構成の問題点

各水系の河川整備基本方針を審議するのは、河川整備基本方針検討小委員会と社会資本整備審議会河川分科会ですが、その委員の構成は閣議決定違反ではないかと思われます。このことについて下記の質問にお答えください。

3-1 社会資本整備審議会河川分科会および河川整備基本方針検討小委員会の各委員（臨時委員を除く）の名簿およびそのうち、国の府省出身者については出身府省名と退職年月、退職時の役職名を示されたい。また府省退職後、現在の役職につく以前に他の特殊法人や公益法人に在職の経験があれば、その組織および役職名を示されたい。

3-2 平成7年9月29日の閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」には、「審議会等(以下「一般の審議会」という。)においては、当該省庁の出身者(特に退官後間もない者)又は現在当該省庁の顧問、参与等の職にある者(以下「省庁出身者等」という。)は、原則として、これをその委員に任命しない。また、やむを得ず省庁出身者等を一般の審議会の委員に任命する場合には、特別の事由のない限り、当該一般の審議会の会長等に任命又は選任しない。」と記されている。質問主意書の答弁(平成19年6月22日)において、河川整備基本方針検討小委員会は河川分科会が設置したものであるから、閣議決定は適用されないとの考えを示したが、河川分科会の下部組織も当然のことながら、審議会等の「等」に含まれる。基本方針の実質的な審議は検討小委員会が行っており、河川分科会はその報告を受けて追認する機関にすぎず、実質的な審議を行う検討小委員会は明らかに審議会の「等」に含まれる。このことについて国交省の見解を示されたい。

3-3 平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」の「審議会等の組織に関する指針」(添付資料参照)では、「審議会等の下部機関」を「専門的かつ詳細な調査又は討議を行った上で総合的な審議等を行う方法によることが適当な場合には、必要に応じて審議会等に下部機関(分科会、部会等)を設置して弾力的、機動的な運営を図るものとする」と明確に位置づけており、審議会の下部機関はすべてこの対象に含まれる。したがって、社会資本整備審議会の下部組織である河川分科会のみならず、その下部機関である河川整備基本方針検討小委員会もこの閣議決定の対象となる。このことについて国交省の見解を示されたい。

3-4 同平成11年閣議決定内の「審議会等の組織に関する指針」でも「特に審議会等の所管府省出身者は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合、又は属人的な専門的知識経験から必要な場合を除き、委員に選任しない」と記されている。河川分科会および検討小委員会において、府省出身者が多く含まれる。この状態を直ちに是正すべきではないか。国交省の見解を示されたい。

3-5 特に、河川整備基本方針検討小委員会の委員長および河川分科会委員である近藤徹氏は、もとは建設省河川局長、技監であり、再就職先は委員長就任当時、水資源開発事業を執行する特殊法人水資源開発公団だった。そして、再々就職を行った現在の立場は、ダム事業関連事業を国交省から請け負う財団法人水資源協会の理事長である。委員長への任命は閣議決定違反以前にあからさまに公序良俗に反するものであると考えるが、国交省の見解を示されたい。

3-6 同平成 11 年閣議決定内の「審議会等の運営に関する指針」では、委員の選任に関し、兼職については「委員がその職責を十分果たし得るよう、一の者が就任することができる審議会等の委員の総数は原則として最高 3 とし、特段の事情がある場合でも 4 を上限とする」とされている。社会資本整備審議会河川分科会および河川整備基本方針検討小委員会の各委員（臨時委員を除く）が、平成 19 年 9 月現在、委員として就任している「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」の対象となるすべての「審議会等」および「審議会等の下部機関」の数と名前を示されたい。

4 河川分科会および検討小委員会の運営の非民主性

河川分科会および検討小委員会の会議では一般市民は傍聴のみで、意見を述べることは一切認められず、非民主的な運営が行われています。このことについて下記の質問にお答えください。

4-1 他府省の会議、たとえば、環境省の「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」では、毎回、傍聴者の発言の機会が設けられ、また何回かの会議のうち 1 回は NGO と委員が意見交換を行う機会としている。このように他府省の会議では、傍聴者や NGO との意見交換を行う場を設けることは当然のことになっている。ところが、河川分科会および検討小委員会では傍聴者には発言の機会を一切認めていない。河川分科会および検討小委員会の非民主的な運営を他府省並みの方式に改善する考えがないかどうかを明らかにされたい。

4-2 平成 11 年 4 月 27 日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」（添付資料参照）に「審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努めるものとする。」と記されており、各水系の基本方針に関する河川分科会および検討小委員会の会議では少なくとも当該水系の住民には、発言の機会が提供されなければならない。上記の閣議決定に基づき、当該水系の住民に発言の機会を提供する考えがないかどうかを明らかにされたい。

4-3 河川分科会および検討小委員会の開催予告が、開催日直前にされるケースがほとんどであって、関係住民は仕事を急遽キャンセルしなければ、傍聴に参加し、意見書を提出することも困難なことが続いている。このような住民無視の運営を改善するための方策を示されたい。

4-4 河川分科会および検討小委員会の議事録が後日、国交省のホームページに掲載されるが、そこでは不可解なことに発言者の名前が消されている。河川分科会および検討小委員会での発言について委員の責任を問われるのは当然のことであって、その名前を伏すことは無責任な発言を許すことになる。他の府省、たとえば環境省の審議会の議事録では発言者の名前がきちんと明示されている。河川分科会および検討小委員会の議事録において国交省が発言者の名前を消すのはなぜなのか、その理由を明らかにされたい。そして、環境省のように議事録に発言者の名前を明示するように改める考えがないかどうかを明らかにされたい。

4-5 2007 年 4 月 19 日に開催された河川分科会で、潮谷義子委員（熊本県知事）「基本方針案を了承できない」との意見を答申に併記することを求めたが、西谷剛分科会会長はこの両論併記を

拒否した。しかし、この西谷氏の判断は、平成 11 年 4 月 27 日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」に記されている「□ 審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする。」に違反するものであった。さらに、西谷氏は異論が出たことの経過を答申に記すことを潮谷委員に約束したにもかかわらず、答申にはその経過の記載はなかった。以上の閣議決定違反の判断および約束不履行についての見解を示されたい。

5 河川整備計画の策定への住民参加

河川整備計画の策定に関して設置された各水系の流域委員会は、淀川水系など、一部の水系を除くと、住民を排除する傾向が顕著になってきています。また、公聴会もただ聞き置くだけのものになっており、住民参加とは程遠いものになっています。これらのことについて下記の質問にお答えください。

5-1 住民の意見を河川整備計画に反映させるためには流域委員会の委員を公募して住民が参加できるようにすることが必要であるが、多くの水系では住民参加の道が閉ざされている。河川整備計画の策定に関して設置された各水系の流域委員会（利根川水系の有識者会議や吉野川水系の有識者会議など、同様な目的を持つものを含む。以下、同じ）の設置年、委員数および、公募で選ばれた委員の数を明らかにされたい。

5-2 淀川水系流域委員会では民主的な運営が行われ、傍聴者にも発言の機会が提供され、それが流域委員会の議論の方向に大きな影響を与えてきた。ところが、多くの流域委員会では住民は傍聴するのみとなっている。上記の各水系の流域委員会において傍聴者および意見書提出者に発言の機会を提供している流域委員会の名称を明らかにされたい。

5-3 4-1 で述べたように、たとえば環境省の「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」では、毎回、傍聴者の発言の機会が設けられ、また何回かの会議のうち 1 回は NGO と委員が意見交換を行う機会としている。行政の委員会などで傍聴者とともに議論を進めていくことは世の流れになってきている。各水系の流域委員会において、傍聴者に発言の機会を提供しない理由を明らかにされたい。

5-4 4-2 で述べた平成 11 年 4 月 27 日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」は各水系の流域委員会にも準用されるべきであって、流域委員会では住民に発言の機会が提供されなければならない。この閣議決定に基づき、各水系の流域委員会において住民に発言の機会を提供する考えがないかどうかを明らかにされたい。

5-5 淀川水系流域委員会の評価に関して設置されたレビュー委員会は今年の 4 月 6 日に、透明性、委員会の進め方、住民参加、委員の選定方式についてまとめを発表し、淀川水系流域委員会に対して基本的にプラスの評価を行った。これについて、冬柴鐵男国交大臣は、「悪かった点は排除し、良かった点は出来るだけ尊重をすることが大事」と述べ、「淀川だけではなく他の水系に対

しても、尊重されるであろう」との見解を述べた。国交省は各地方整備局に対してこの冬柴国交大臣の見解をどのように伝えたのか、その見解に基づき、各流域委員会の改善を求めたのかどうかを明らかにされたい。

5-6 河川整備計画の策定に関する公聴会はそのほとんどが、住民が一方通行でただ意見を述べる場であって、行政側とディスカッションを行うことは一切できないようになっている。しかし、欧米では公聴会といえば、通常は双方向性の公聴会であって、住民は意見を述べるとともに行政側と十分にディスカッションを行うことができる。国交省は河川整備計画の策定に関する公聴会を双方向性の公聴会に改善し、住民と国交省が議論できる方式に変える考えがないかどうかを明らかにされたい。

6 ダム計画依存による河道整備の遅れ

ダム建設に巨額の事業費が投じられ、そのために本来優先して進めるべき河道整備（堤防嵩上げ・補強、河床掘削等）がなおざりにされ、その結果、水害の危険性が放置されているところが少なくありません。この問題に関して下記の質問にお答えください。

6-1 具体例として、利根川水系、木曾川水系、吉井川水系を取り上げ、最近 10 年間における毎年のダム建設事業費（複数のダム建設がある場合は個別のダム建設事業費）と河川改修事業費（工事費、維持管理費を分けて記載、直轄区間と指定区間も分けて記載）を示されたい。

6-2 上記 3 水系において、最近 10 年間の洪水で生じた水害および避難勧告の記録（直轄区間と指定区間も分けて記載）を明らかにされたい。

6-3 国交省は一級水系の国管理区間について河川堤防詳細点検（浸透による安全性）の結果を公表している。これは、計画高水位の洪水に対して堤防が浸透により決壊する危険性がある箇所を示したものであるから、その危険箇所の堤防補強は最も優先して実施しなければならないものである。国交省は河川堤防詳細点検により、安全度が低いと判断された堤防についてどのようなスケジュールで補強対策を実施していくのか、具体的な実施方針を明らかにされたい。

6-4 上記の河川堤防詳細点検は堤防の土質に関するものであるが、一方で、堤防には必要な高さや幅が確保されているか否かの問題がある。利根川本川の国管理区間を例にとり、現在の堤防高（堤防の幅が不足している場合はそれを考慮したスライドダウン堤防高）を評価した場合、計画高水位に対して必要な余裕高が確保されていない区間がどれくらいあるのかを明らかにされたい。また、利根川に限らず、そのような堤防高不足箇所についてはどのようなスケジュールで堤防嵩上げ・補強対策を実施していくのか、国交省の具体的な実施方針を明らかにされたい。

7 その他の問題

7-1 河川整備計画の目標流量の恣意的取り扱いについて

—天塩川水系河川整備計画案における目標流量の問題点—

天塩川水系河川整備基本方針は基準点・菅平（ぼんぴら）の基本高水流量を 6,400 m³/秒としている。一方、河川整備計画原案では菅平の目標流量は戦後最大のピーク流量実績値、1981 年の 4,400 m³/秒となっている。戦後最大流量に 2,000 m³/秒も上乗せした過大な基本高水流量では河川整備計画を立てることができないため、現実性のある戦後最大流量を採用したのである。ところが、上流の基準点、支流・名寄川の真敷別（まくんべつ）は戦後最大流量が 1973 年の 1,115 m³/秒であるにもかかわらず、整備計画の目標流量は 1,500 m³/秒とされ、戦後最大流量よりかなり大きな値が採用されている。戦後最大流量を採用しなかった理由はサンルダム建設の理由をつくることにある。すなわち、河川整備計画原案では真敷別の河道流下能力の計画値は 1,200 m³/秒であるから、戦後最大流量 1,115 m³/秒の数字では真敷別の上流で計画されているサンルダムが不要となってしまう。サンルダムの必要性を無理矢理つくるために、真敷別の目標流量を恣意的に高くしたものと考えられる。このように恣意的な目標流量の設定が許されるのかどうか、恣意的でないとするならば、なぜ実績最大流量を目標流量としなかったのかを明らかにされたい。

7-2 ダム計画の見直しを困難にさせる国交省の再評価実施要領について

現在、公共事業については、再評価が適宜行われ、事業の継続が適当と認められない場合には中止されることになっている。国交省関連の公共事業の再評価は、地方整備局等に設置される事業再評価監視委員会によって審議し、その意見具申を受けて、事業の「継続」または「中止」が決定される。ところが、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」では、「河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。」とされ、実際に豊川では、「豊川の明日を考える流域委員会」が設楽ダムの再評価に関して審議を行い、事業継続の意見をまとめた。しかし、設楽ダムを含む豊川水系河川整備計画にゴーサインを出した同流域委員会が設楽ダムの継続に疑問を呈することはありえないことであり、再評価の審議を流域委員会に求めること自体が誤っている。国交省は、再評価実施要領のこの規定を改める考えがないかどうかを明らかにされたい。

以上

添付資料「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）

別紙3：審議会等の運営に関する指針

審議会等の運営については、次の指針によるものとする。

1. 委員構成

委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意するものとする。

審議事項に利害関係を有する者を委員に任命するときは、原則として、一方の利害を代表する委員の定数が総委員の定数の半ばを超えないものとする。

2. 委員の選任

（1）委員の選任

① 府省出身者

府省出身者の委員への任命は、厳に抑制する。

特に審議会等の所管府省出身者は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合、又は属人的な専門的知識経験から必要な場合を除き、委員に選任しない。

② 高齢者

委員がその職責を十分果たし得るよう、高齢者については、原則として委員に選任しない。

③ 兼職

委員がその職責を十分果たし得るよう、一の者が就任することができる審議会等の委員の総数は原則として最高3とし、特段の事情がある場合でも4を上限とする。

（2）任期

委員の任期については、原則として2年以内とする。

再任は妨げないが、一の審議会等の委員に10年を超える期間継続して任命しない。

（3）女性委員

委員に占める女性の比率を府省編成時からおよそ10年以内に30%に高めるよう努める。

3. 議事

（1）規則の制定

審議会等は、下部機関の設置、定足数、議決方法、議事の公開、その他会議の運営に関し必要な事項を規則の制定等により明定するものとする。

（2）基本的な政策の審議及び答申

基本的な政策を審議する審議会等は、有識者等の高度かつ専門的な意見等を聴くため設置されるものであり、行政府としての最終的な政策決定は内閣又は国務大臣の責任で行うものであることを踏まえ、審議及び答申を行うに際しては、次の点に留意するものとする。

① 諮問権者は諮問に当たっては、諮問事項に応じて、検討が必要な項目、問題点等をあわせ示すことにより、効率的な審議が行えるようにするとともに、諮問事項の内容により、必要に応じて、答申期限を設けることとし、審議会等はその期限内に答申を行うよう努めるものとする。

② 審議状況は適時諮問権者に報告することとし、必要に応じて、諮問権者は自らの意見を審議会等に述べるものとする。

③ 審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反

映された答申とする。

(3) 利害関係者の意見聴取等

① 審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努めるものとする。この場合において、他の関係者の利益との公正な均衡の保持に留意するものとする。

なお、公聴会の開催等、法令に別段の定めのあるときは、それによるものとする。

② 審議会等に対して、 の意見聴取に係る申出又は審議会等に関する苦情があったときは、各府省は、庶務担当当局としてこれらの整理等をした上で、その結果を適時に審議会等に報告するよう努めるものとする。

③ 審議会等の運営に当たっては、広範な分野にまたがる行政課題についての総合的、整合的な取組を推進するため、相互に密接な関連を有する審議会等の連携確保等を図ることとする。

(4) 公開

① 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。

② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録、又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

③ 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。